

## ⇩ 情報提供料と交際費

**Q** : 当社では、売上を伸ばすためにお客様を紹介していただいた方に謝礼金を支払うこととしました。この費用は交際費になりますか？

**A** : 一定の要件を満たしていれば、交際費にはなりません。

### 【解説】

税法では、交際費等とは、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう」とされており、情報提供料等を支払った相手によって取扱いが違ってくるようになってきます。

そして、取引に関する情報の提供又は取引の媒介、代理、斡旋等の役務の提供を行うことを業としていない者に対して、情報提供等の対価として金品を交付した場合の情報提供料等については、次のすべての要件を満たす場合に限り、交際費等には該当しないとしています。

- ① あらかじめ締結された契約に基づく対価の支払であること
- ② 提供を受ける役務の内容が、その契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること
- ③ 対価の額が、提供を受ける役務の内容に照らし相当と認められること

したがって、この要件を満たさなければ、交際費として取り扱われることになります。

